資料6－3

環境審第　7　号
平成１９年６月１２日

北海道知事　高橋　はるみ　　様

北海道環境審議会会長　吉田　文和

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の範囲の指定について(答申)

平成１９年４月２４日付け環保第４５号で諮問のありました新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の範囲の指定について、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、答申します。

（別紙）

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る基本的方針について

北海道新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る基本的方針は、新幹線鉄道騒音に係る環境基準についての告示（昭和50年環告第46号）に基づいて、次のとおりとする。

第一　環境基準の類型を当てはめる地域の範囲

1　原則として、北海道新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の範囲は、北海道新幹線鉄道の軌道中心から両側３００メートルまでの区域とする。

なお、新幹線鉄道の供用前においては、騒音予測の前提となる騒音低減技術、土地利用対策が確定した時点で実施される予測評価の結果を踏まえ、環境基準の類型を当てはめる地域の範囲について再検討することとする。

また、供用後において騒音予測条件に変更が生じることが明らかとなる場合には、道が関係機関と十分な協議を行い、生活環境の保全に支障が生じないよう、環境基準の類型を当てはめる地域の範囲の見直し等、必要な対応を適宜行うこととする。

ただし、次に掲げる地域については新幹線鉄道騒音の環境基準の類型を当てはめる地域としない。

（１）都市計画法（昭和４３年法律　第１００号）に基づく用途地域のうち工業専用地域

（２）トンネル区間の沿線地域

（但し、トンネルの出入口から中心部方向へ１５０メートルの区間は除く。図参照）

（３）河川区域

（４）用途地域が定められていない地域であって、山林、原野、農用地等の地域

2　新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型の当てはめは、当該地域の土地利用等の状況を勘案して実施する。

この場合、都市計画法に基づく用途地域が定められている地域にあっては、第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域を類型Ⅰに当てはめることとし、その他は類型Ⅱに当てはめることとする（表参照）。

また、都市計画法に基づく用途地域が定められていない地域にあっては、住居専用地域及び住居地域に相当する地域を類型Ⅰに当てはめることとし、その他を類型Ⅱに当てはめることとする。

3　新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型の当てはめを行った場合は、直ちに北海道公報に掲載し告示するとともに、地図に表示し、道、関係支庁及び関係市町村において縦覧に供することとする。

第二　新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる時期

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる時期は、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第９条に規定する工事実施計画の認可後、開業までの間に速やかに行うこととする。

第三　新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型の見直し

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型の見直しについては、おおむね５年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行うとともに、土地利用計画の大幅な変更があった場合にも速やかに行うものとする。

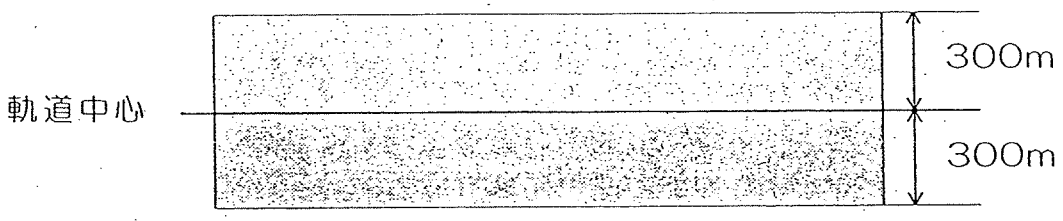

図　当てはめの範囲（網掛け部分）

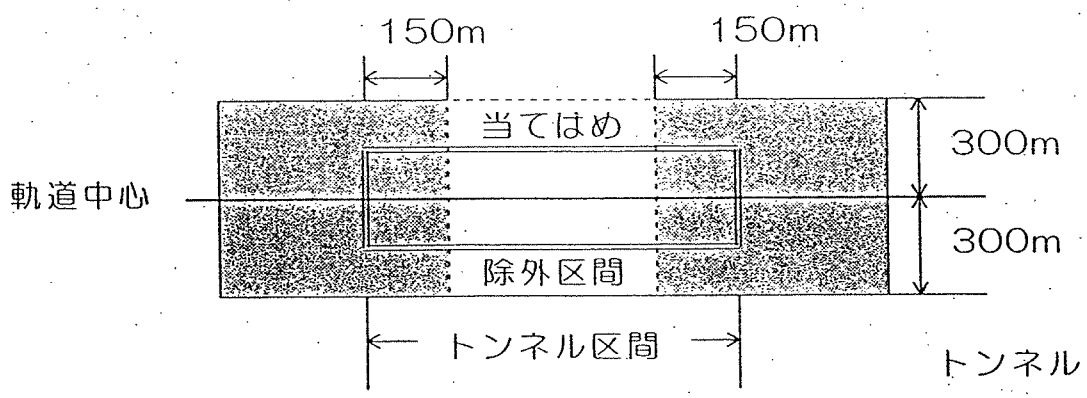

図　トンネル区間の当てはめの範囲（網掛け部分）

都市計画法の用途区域	新幹線騒音に係る環境基準
第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域 第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域	Ⅰ類型 （７０デシベル以下）
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	Ⅱ類型 （７５デシベル以下）
工業専用地域	当てはめを行わない

表　都市計画法に基づく用途地域と新幹線鉄道騒音に係る環境基準（類型）の関係